



栃木県公報

平成 27 年
8 月 7 日(金)
第2705号

目 次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 717
- 予防接種の業務を行う医師..... 721
- 予防接種の業務を行う医師として告示した事項の変更..... 725
- 予防接種の業務を行わなくなった医師..... 725
- 土地改良区定款変更の認可..... 729
- 土地改良区の新規土地改良事業施行の認可..... 729
- 道路の区域の変更..... 730
- 道路の供用開始..... 730
- 都市計画の変更及び図書の縦覧..... 731

公 告

- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 732
- 開発行為の工事完了..... 732

人事委員会

- 平成27年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕(第2回)、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕(第2回)及び栃木県警察官(特別区分)採用試験〔武道指導〕の実施..... 732

労働委員会

- あっせん員候補者の委嘱..... 738

調達等公告

- 入札公告..... 739

告 示

栃木県告示第三百八十九号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平成二十七年分補助金等から適用する。

平成二十七年八月七日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部森林整備課の款造林事業補助金の項中

(3) 少花粉スギ苗植付け事業

市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者又は特定間伐等実施者が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林又は付帯施設等整備に要する経費

標準経費の十分の十以内

市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者及び特定間伐等実施者

を

<p>(3) 花粉発生源対策促進事業 市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者、特定間伐等実施者及び施業代行者が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林又は樹下植栽等に要する経費</p> <p>イ 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、森林施業計画認定者が当該認定に係る森林施業計画に基づき行うもの又は特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p>	<p>標準経費の十分の十（公益的機能別施業森林外針葉樹植栽に係るものにあつては、査定額の十分の四）以内</p> <p>査定額の十分の四以内</p>	<p>市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者、特定間伐等実施者又は施業代行者</p>	<p>に、</p>
<p>(5) 低コスト植栽モデル事業 市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者又は特定間伐等実施者であるものが森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林、下刈り又は付帯施設等整備に要する経費</p> <p>(二) 環境林整備事業</p>	<p>標準経費の十分の十以内</p>	<p>市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者又は特定間伐等実施者であるもの</p>	<p>を</p>
<p>(二) 環境林整備事業</p>			<p>に、</p>
<p>(3) 侵入竹対策事業 市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業（事業主体が自ら所有する私有林で行うものを除く。）に要する経費</p> <p>イ 広葉樹林誘導型 人工造林、下刈り又は更新伐</p> <p>ロ 経営林誘導型 除伐、保育間伐又は間伐</p>	<p>標準経費の十分の十以内</p> <p>査定額の十分の四以内</p>	<p>市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）</p>	<p>に、</p>
<p>(4) 被害森林整備 市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は森林経営計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及</p>		<p>市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、</p>	<p>を</p>

び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費

イ 人工造林、樹下植栽等又は付帯施設等整備

査定額の十分の五以内

ロ 下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐又は更新伐

査定額の十分の四・五以内

市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。

(3) 花粉発生源対策促進事業

市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林又は樹下植栽等（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費

標準経費の十分の十以内

(4) 侵入竹対策事業

市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費

市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）

イ 広葉樹林誘導型 人工造林、下刈り又は更新伐

標準経費の十分の十以内

ロ 経営林誘導型 除伐、保育間伐又は間伐

査定額の十分の四以内

市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）

(5) 被害森林整備

市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は森林経営計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業（市町村以外の事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費

市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限り。）

イ 人工造林、樹下植栽等又は付帯施設等整備

査定額の十分の五以内

ロ 下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐又は更新伐

査定額の十分の四・五以内

に、

<p>(6) 林業獣害対策モデル事業 市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は森林経営計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う森林保全再生整備（市町村以外の事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費</p>	<p>査定額の十分の五・五以内</p>	<p>市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）</p>	
<p>〔(5) 保全松林緊急保護整備〕を〔(7) 保全松林緊急保護整備〕に、</p>			
<p>(二) 機能回復整備事業 市町村、森林所有者、森林組合等又は森林所有者団体が農山漁村地域整備交付金実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 特定林地改良 (2) 耕作放棄地等森林造成又は造林未済地緊急造林</p>	<p>標準経費の十分の八・五以内 査定額の十分の四以内</p>	<p>市町村、森林所有者、森林組合等及び森林所有者団体。ただし、耕作放棄地等森林造成又は造林未済地緊急造林に係る経費については、市町村に限る。</p>	<p>を</p>
<p>(二) 機能回復整備事業 (1) 特定林地改良 市町村、森林所有者、森林組合等又は森林所有者団体が農山漁村地域整備交付金実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う特定林地改良又は付帯施設等整備に要する経費 (2) 耕作放棄地等森林造成 市町村が農山漁村地域整備交付金実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林、樹下植栽等、下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は付帯施設等整備に要する経費 (3) 花粉発生源対策促進事業 市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者又は特定間伐等実施者が農山漁村地域整備交付金実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費 イ 花粉発生源植替え（イ）及び（ロ）を一体的に行うものに限る。） (イ) 立木の伐倒及び搬出集積 (ロ) 地ごしらえ及び少花粉スギコンテナ苗の植栽</p>	<p>標準経費の十分の八・五以内 査定額の十分の四以内 標準経費の十分の十以内</p>	<p>市町村、森林所有者、森林組合等及び森林所有者団体 市町村 市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者及び特定間伐等実施者</p>	<p>に改</p>

口 付 部 類 認 許 診 察 科

相 良 匡 昭 等

める。

(診 察 科 認 許)

栃木県告示第390号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成27年8月7日

栃木県知事 福 田 富 一

医 師 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
相 良 匡 昭	足利市田中町100 医療法人杏林会 今井病院
高 橋 史 成	足利市田中町100 医療法人杏林会 今井病院
清 水 泰 生	足利市田中町100 医療法人杏林会 今井病院
山 本 晃 人	栃木市樋ノ口町504-1 サンレディースクリニック
宿 谷 郁 男	栃木市田村町925-2 星風会病院
早乙女 勇	栃木市境町27-21 とちぎメディカルセンター下都賀郡市医師会病院
荒 木 則 幸	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
大 森 彩 子	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
大 山 貴 子	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
金 子 明 弘	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
横 田 彩 子	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
吉 田 淳	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
宮 原 悠 三	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
横 山 将 也	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
藤 田 有理香	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
米 倉 慧	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
益 田 敬 明	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
小 形 幸 代	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
柳 一 徳	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
西 田 舞	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
寺 内 文 人	栃木市富士見町5-32 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
安 楽 幸 悦	栃木市大町39-5 とちぎメディカルセンターとちの木病院
井 上 有 方	栃木市大町39-5 とちぎメディカルセンターとちの木病院
久保田 香菜	栃木市祝町8-1 中野病院
松 原 健 朗	栃木市大平町富田1665 大平下病院
古 谷 裕 章	栃木市西方町金崎273-3 西方病院
岩 波 久 威	栃木市西方町金崎273-3 西方病院

笠原尚哉	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
岡村 穂	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
林 ゆめ子	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
古市将人	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
安藤裕輔	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
直井和之	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
市川純子	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
岩崎晶夫	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
永山理恵	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
別納弘法	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
麻生好正	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
深堀能立	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
相良匡昭	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
柿崎有美子	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
門脇太郎	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
黒木知則	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
定 翼	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
古川原春菜	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
小松原洋子	栃木市岩舟町静550-2	小松原医院
井上恭兵	佐野市掘米町1728番地	佐野厚生総合病院
加村壮一郎	鹿沼市上殿町1619-4	石川整形外科クリニック
高井宏夫	鹿沼市東町2丁目2-33	鹿沼整形外科
長谷川千絵	鹿沼市千渡1585-2	鹿沼病院
矢部里絵	鹿沼市千渡1585-2	鹿沼病院
有馬生悟	鹿沼市西茂呂4丁目46-3	竹村内科腎クリニック
松本 順	鹿沼市西茂呂3-10-1	山口内科医院
米澤 泰	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
鈴木綾乃	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
金子高久	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
山本紘嗣	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
永瀬秋彦	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
小池真美	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
大江真人	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
森田隆介	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
志田陽介	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
室野井智博	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院

清水昌紀	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
古田友美	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
高畑敏子	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
桂田健一	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
町田安孝	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
豊田由香	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
糸岐一茂	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
佐久間俊行	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
遠藤芽依	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
遠藤翔太	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
吉田真貴	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
小古山由佳子	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
大野俊介	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
小池宏明	日光市中小来川2668番地2	日光市立小来川診療所
宮崎勝	日光市中小来川2668番地2	日光市立小来川診療所
春日仁	日光市中小来川2668番地2	日光市立小来川診療所
齊藤寿大	大田原市下石上1453	那須中央病院
九嶋祥友	大田原市下石上1453	那須中央病院
中村祐介	大田原市下石上1453	那須中央病院
池田直哉	大田原市下石上1453	那須中央病院
尾崎理史	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
宮島有果	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
高後裕	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
大竹孝明	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
辻由貴	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
川口千絵	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
保川信行	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
太田勝久	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
志賀正宣	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
高橋和郎	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
栗田卓也	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
須藤大輔	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
石川三衛	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
中島啓吾	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
川又竜	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
生澤史江	那須塩原市前弥六51番地1	那須塩原クリニック・健康増進センター

菊地章弘	那須塩原市豊浦10-706	那須訪問診療所
高井盛光	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
山口雄史	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
梅崎光	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
渡辺美千明	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
和地祐一	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
金澤祐太	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
大塚英郎	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
反部健太郎	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
菊地章弘	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
阿久津みわ	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
竹内大作	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
前原郁夫	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
土岐大介	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
遠藤和洋	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
福本優作	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
鈴木國弘	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
諸澤樹	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
井上淳	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
中野絵里子	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
高田剛	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
佐竹洋之	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
菅野道貴	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
富田利夫	那須塩原市塩原1333	栃木県医師会塩原温泉病院
村山瑛	那須塩原市塩原1333	栃木県医師会塩原温泉病院
降旗友恵	那須塩原市塩原1333	栃木県医師会塩原温泉病院
奥原徹也	那須塩原市野間字神沼453番地14	那須脳神経外科病院
原田昌樹	那須塩原市野間字神沼453番地14	那須脳神経外科病院
正和泰斗	那須塩原市野間字神沼453番地14	那須脳神経外科病院
大竹俊哉	那須塩原市大原間西1-6-7	緑の杜クリニック
山根文孝	那須塩原市野間字神沼453-14	那須脳神経外科
大場良輔	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
今北智則	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
吉村章	那須塩原市大黒町2番5号	菅間記念病院
三木拓哉	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
坂爪徳	那須塩原市野間字神沼453-14	那須脳神経外科病院

高橋治夫	那珂川町馬頭464番地1	白寄医院
------	--------------	------

栃木県告示第391号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種を行う次の医師について、その氏名又は予防接種を行う主たる場所に変更があったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により公告する。

平成27年8月7日

栃木県知事 福田 富一

医師名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
小川真司	鹿沼市貝島町5006-2 (鹿沼市貝島町785)	小川こどもクリニック
小川恵美	鹿沼市貝島町5006-2 (鹿沼市貝島町785)	小川こどもクリニック
金子恵子 (佐藤恵子)	鹿沼市口栗野1654	金子医院
猪山陽子 (新井陽子)	那須塩原市阿波町99-55	おひさまクリニック

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第392号

次の医師は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種を行う医師ではなくなったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により公告する。

平成27年8月7日

栃木県知事 福田 富一

医師名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
高屋茜	栃木市樋ノ口町504-1	サンレディースクリニック
富田利夫	栃木市境町27-21	とちぎメディカルセンター下都賀郡市医師会病院
細谷吉克	栃木市境町27-21	とちぎメディカルセンター下都賀郡市医師会病院
安楽幸悦	栃木市境町27-21	とちぎメディカルセンター下都賀郡市医師会病院
助川卓也	栃木市境町27-21	とちぎメディカルセンター下都賀郡市医師会病院
古藪陽太	栃木市境町27-21	とちぎメディカルセンター下都賀郡市医師会病院
嶋崎勝典	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
小林しのぶ	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
下枝宣史	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
中間季雄	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
小島隆治	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
杉本直哉	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
渡辺英明	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院

宮 本 理	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
鈴 木 國 弘	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
今 西 俊 介	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
小松原 利 英	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
久保田 香 菜	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
岩 田 友 彦	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
相 良 匡 昭	栃木市富士見町5-32	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院
吉 田 匠 生	栃木市大町39-5	とちぎメディカルセンターとちの木病院
土 屋 豪	栃木市大町39-5	とちぎメディカルセンターとちの木病院
渡 部 峰 明	栃木市大町39-5	とちぎメディカルセンターとちの木病院
紀 仁	栃木市大町39-5	とちぎメディカルセンターとちの木病院
武 井 祐 介	栃木市大町39-5	とちぎメディカルセンターとちの木病院
加 藤 昂	栃木市大町39-5	とちぎメディカルセンターとちの木病院
福 富 基 城	栃木市祝町8-1	中野病院
西 平 崇 人	栃木市大平町富田1665	大平下病院
國 分 文 香	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
青 木 千 枝	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
小 口 涉	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
山 口 綾	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
田 原 真紀子	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
川 崎 亜紀子	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
美 田 俊 一	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
原 田 昌 樹	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
瀬 尾 恭 一	栃木市西方町金崎273-3	西方病院
及 川 裕 之	佐野市掘米町1728番地	佐野厚生総合病院
馬 杉 毅 彦	鹿沼市上殿町1619-4	石川整形外科クリニック
蓮 江 正 賢	鹿沼市上殿町1619-4	石川整形外科クリニック
荒 井 涉	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
尾 本 和	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
菊 池 悟	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
去 川 睦 子	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
仁 平 芳 人	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
藤 原 慎一郎	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
宮 里 彰	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
小 林 淳	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
近 藤 恵	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科

宇井 崇	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
春田 英律	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
森嶋 計	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
齋藤 心	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
齋藤 義弘	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
栗田 真紀子	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
中神 理恵子	鹿沼市久保町1618-5	宇賀神内科外科
佐藤 浩介	鹿沼市口栗野1654	金子医院
満川 博美	鹿沼市仁神堂町351-26	仁神堂クリニック
鈴木 成雄	鹿沼市石橋町1603-7	鈴木内科
鈴木 沢也	鹿沼市石橋町1603-7	鈴木内科
高橋 和夫	鹿沼市上田町1883	高橋内科医院
小森 孝洋	鹿沼市西茂呂4丁目46-3	竹村内科腎クリニック
中村 忍	鹿沼市中田町1046-1	中村医院
谷津 一弘	鹿沼市仲町1703-3	細川耳鼻咽喉科内科
渡辺 啓太	鹿沼市仲町1703-3	細川耳鼻咽喉科内科
大江 真人	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
大平 健弘	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
司馬 洋	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
山本 格	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
上野 泰彦	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
関本 巖雄	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
中瀬古 裕一	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
中山 健太郎	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
渡邊 悠児	鹿沼市今宮町1682-2	御殿山病院
藤山 拓也	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
渡部 峰明	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
石井 寛人	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
上野 貴	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
角田 卓也	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
黒田 久元	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
齋藤 豊	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
山田 茂久	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
加瀬 浩之	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
青木 寛至	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
上野 修市	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院

倉 山 英 豪	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
篠 田 公 夫	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
鈴 木 國 弘	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
田 村 元 子	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
山 本 格	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
河 野 健	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
大 沼 恵 理	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
滝 瑞 里	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
坪 山 大 輔	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
中 野 敦 子	鹿沼市下田町1丁目1033	上都賀総合病院
園 信 義	日光市中小来川2668番地2	日光市立小来川診療所
内 野 小百合	那須塩原市弥生町1-10	福島整形外科病院
清 水 昌 紀	那須塩原市野間字神沼453番地14	那須脳神経外科病院
三 森 武 夫	那須塩原市宮町1-9	三森医院
後 藤 賢 司	那須塩原市弥生町1-10	福島整形外科病院
林 田 康 明	那須塩原市共壘社83-24	なすのクリニック
梅 原 忠 雄	那須塩原市方京2丁目2-1	かつらクリニック
小柳津 毅	那須塩原市野間字神沼453番地14	那須脳神経外科病院
山 田 靖 之	那須塩原市野間字神沼453番地14	那須脳神経外科病院
二 木 智 子	那須塩原市野間字神沼453番地14	那須脳神経外科病院
仲 嶋 宏 輔	那須塩原市野間字神沼453番地14	那須脳神経外科病院
近 江 史 人	那須塩原市塩原1333	栃木県医師会塩原温泉病院
原 田 亮	那須塩原市塩原1333	栃木県医師会塩原温泉病院
今 村 直 樹	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
倉 持 太 郎	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
那 須 孝 邦	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
山 崎 肇	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
片 寄 友	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
龍 宮 克 尚	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
直 井 大 志	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
岡 部 光 規	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
齋 藤 暁 美	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
加 藤 昂	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
福 岡 昌 利	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
関 雅 浩	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
鈴 木 拓	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
森 嶋 計	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院

大 原 正 志	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
田 島 康 介	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
水 落 裕	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
松 村 美穂子	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
大 江 真 人	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
大 木 聡	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
浅 野 太 志	那須塩原市大黒町2-5	菅間記念病院
蘇 原 泰 則	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
石 田 洋 一	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
遠 山 誠	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
上小牧 憲 寛	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
倉 持 大 輔	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
山 崎 一 恭	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
北 原 規	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
清 水 弘 行	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
前 原 正 規	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
二 宮 龍之介	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
大 槻 知 広	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
埴 原 光 人	那須塩原市野間字神沼453番地14	那須脳神経外科病院
岩 崎 俊 三	野木町大字佐川野1806番1	岩崎医院
砂 川 佐知子	野木町大字友沼5320番地2	野木病院
城 島 輝 雄	野木町大字友沼5320番地2	野木病院
奥 谷 真由子	野木町大字友沼5320番地2	野木病院
加 納 健 一	野木町大字友沼5320番地2	野木病院

(健康増進課)

栃木県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年8月7日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
船 生 土 地 改 良 区	平成27年7月29日

栃木県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の新規土地改良事業の施行を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成27年8月7日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
藤岡土地改良区	藤岡地区土地改良（維持管理）事業	平成27年 7 月16日
小山市美田中部土地改良区	美田中部地区土地改良（維持管理）事業	平成27年 7 月16日
塩山土地改良区	塩山地区土地改良（維持管理）事業	平成27年 7 月28日

(農地整備課)

栃木県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	宇都宮市下川俣町字兵庫内78-6 から 宇都宮市下川俣町字沢向134-4 まで	31.1 ~ 37.1	122.0	
	後	宇都宮市下川俣町字兵庫内78-6 から 宇都宮市下川俣町字沢向134-4 まで	31.1 ~ 35.7	122.0	
/	前	宇都宮市下川俣町字土橋818-1 から 宇都宮市下川俣町字前原206-100まで	37.0 ~ 59.4	46.8	
	後	宇都宮市下川俣町字土橋818-1 から 宇都宮市下川俣町字前原206-100まで	37.0 ~ 64.7	46.8	
/	前	宇都宮市下川俣町字前原206-100から 宇都宮市御幸ヶ原町字祝神224-2 まで	23.0 ~ 38.4	476.0	
	後	宇都宮市下川俣町字前原206-100から 宇都宮市御幸ヶ原町字祝神224-2 まで	23.0 ~ 37.9	476.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 羽生田鶴田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
155	前	宇都宮市下欠町306-2 から 宇都宮市下欠町275-1 まで	11.5 ~ 14.0	137.2	
	後	宇都宮市下欠町306-2 から 宇都宮市下欠町275-1 まで	12.1 ~ 40.0	137.2	

栃木県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 119 号	宇都宮市下川俣町字土橋818-1 から 宇都宮市下川俣町字前原206-100まで	平成27年 8 月 7 日
70	主 要 地 方 道 宇 都 宮 今 市 線	宇都宮市大谷町1306-2 から 宇都宮市大谷町1305-1 まで 宇都宮市大谷町1305-5 から 宇都宮市大谷町1362-12まで	平成27年 8 月 7 日
198	主 要 地 方 道 大 沢 宇 都 宮 線	宇都宮市新里町字東原1605-40から 宇都宮市宝木本町字仁良塚1608-1 まで	平成27年 8 月 7 日

(道路保全課)

栃木県告示第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成27年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 都市計画の種類及び名称
那須塩原都市計画道路 3・3・2 号黒磯那須北線
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
那須塩原市北栄町及び黒磯の各一部
- 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課及び那須塩原市建設部都市計画課

II

- 都市計画の種類及び名称
那須都市計画道路 3・5・1 号黒磯那須北線
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
那須町大字高久甲の一部
- 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課及び那須町建設課

III

- 都市計画の種類及び名称
益子都市計画道路 3・4・1 号益子西通り及び 3・5・3 号益子南通り
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
益子町大字益子及び北中の各一部
- 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び益子町産業建設部建設課

(都市計画課)

公 告

○都市計画変更図書の写しの縦覧

那須塩原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成27年8月7日に変更した、那須塩原都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年8月7日

栃木県知事 福 田 富 一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年8月7日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上蒲生字地藏堂1422番6	河内郡上三川町大字上蒲生37番地21 サンシティ C203	鈴 木 孝 幸 鈴 木 紗 奈 江
塩谷郡高根沢町大字石末字十三仏3242番2	宇都宮市竹林町871番地1	株式会社アイテック
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字中坂上1389番2、1438番3	宇都宮市一ノ沢町256番地7	トヨタウッドユー ホーム株式会社
真岡市石島字西裏893番19、893番20	真岡市石島901番地	石 崎 糸 男
真岡市長沼字合ノ田928番1、928番2、 字宮ノ内1072番3、1073番2の一部	真岡市長沼1072番地	荒 山 司
真岡市西田井字平中285番4	真岡市西田井1046番地	櫻 井 敦 櫻 井 佳 美

(都市計画課)

人 事 委 員 会

○平成27年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕(第2回)、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕(第2回)及び栃木県警察官(特別区分)採用試験〔武道指導〕の実施

平成27年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕(第2回)、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕(第2回)及び栃木県警察官(特別区分)採用試験〔武道指導〕を次のとおり実施するので、競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則(昭和61年栃木県人事委員会規則第11号)第6条第1項の規定により公告する。

平成27年8月7日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

平成27年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕(第2回)、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕(第2回)及び栃木県警察官(特別区分)採用試験〔武道指導〕を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人員

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員
大学卒業者 (男性)	34名程度
大学卒業者 (女性)	5名程度
高校卒業者等 (男性)	85名程度
高校卒業者等 (女性)	20名程度
特別区分〔武道指導 (柔道)〕	2名程度
特別区分〔武道指導 (剣道)〕	2名程度

2 受験資格

試 験 区 分	年 齢 ・ 性 別	学 歴 等
大学卒業者 (男性)	昭和57年4月2日以降に生まれた男性	(1) 学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。) を卒業した者及び平成28年3月31日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 (別表参照)
大学卒業者 (女性)	昭和57年4月2日以降に生まれた女性	
高校卒業者等 (男性)	昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男性	上記以外の者
高校卒業者等 (女性)	昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた女性	
特別区分〔武道指導 (柔道、剣道)〕	昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男性で、柔道又は剣道に卓越した技能を有する者 (「卓越した技能を有する」とは、3段相当以上の段位をいう。)	

※特別区分の詳細については、人事委員会事務局又は警察本部警務課までお問い合わせください。

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合格者発表 ※3
第 一 次 試 験	平成27年9月20日 (日)		大学卒業者 (男性) 高校卒業者等 (男性) 特別区分〔武道指導〕 宇都宮市若草2-3-76 栃木県警察学校	10月1日 (木) (予定) に 県庁屋外掲示場に受験番号を 掲示して発表するほか、合格 者に通知します。
	大学卒業者	受付 8:50~9:25		
	説明	9:30~10:00		
	教養試験	10:00~12:30		
	作文試験	13:30~14:30		
	高校卒業者等・特別区分〔武道指導〕		大学卒業者 (女性) 高校卒業者等 (女性) 宇都宮市若草2-2-46 栃木県立宇都宮中央女 子高等学校	
	大学卒業者 (女性)	受付 8:50~9:25		
	説明	9:30~10:00		
教養試験	10:00~12:00			
作文試験	13:30~14:30			

	専門試験 15:00～17:00 (専門試験は特別区分〔武道指導〕のみ)			
第二次試験	身体・体力・適性検査	10月15日(木)又は10月16日(金) ※1	栃木県警察学校	最終合格者は、12月2日(水)(予定)に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、2次試験受験者に合否を通知します。
	口述試験	11月16日(月)～11月24日(火)のいずれか1日(土・日・祝日除く) ※2		

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、身体・体力・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>) 及びモバイル版ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>) にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目(配点)	内 容		
第一次試験	教養試験 (100点) ※特別区分は (50点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。 試験の程度は、大学卒業者は大学卒業程度、高校卒業者等及び特別区分〔武道指導〕は高校卒業程度です。 出題分野は次のとおりです。(50題出題) 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解(英文を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈		
	専門試験 (50点) ※特別区分のみ	〔武道指導〕	武道についての技術の習熟度や技量について実技試験を行います。(道着、防具等を持参してください)	
		柔道	受身(各種受身を3回程度)、打ち込み(得意技2本、課題技1本を各20回程度)、乱取り(3回程度)	
第二次試験	作文試験 (50点)	警察官として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。(60分:800字程度) 作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次試験合格者の作文についてのみ採点します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。		
	身体検査 (-)	身体検査については、次の基準により検査します。		
		性 別	男 性	女 性
		身 長	おおむね160cm以上	おおむね155cm以上
		体 重	おおむね47kg以上	おおむね45kg以上
		胸 囲	おおむね78cm以上	-
		視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上	
		色 覚	職務遂行に支障がないこと。 ※詳細については、お問い合わせください。	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。 血液検査(肝機能・血糖・梅毒)及び尿検査(糖尿・たん ^{たん} 蛋白・肝機能・腎機能)もを行います。			

体力検査 (-)	体力検査については、次の方法により検査します。 前後左右跳び、その場駆け足、腕立伏せ、上体起こし等	
適性検査 (-)	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査します。	
口述試験 (350点)	(集団面接50点) (個別面接300点)	主として人物について、集団面接（1グループ約30分）及び個別面接（1人約25分）による試験を行います。
資格加点 (30点)	別欄「○資格加点について」に掲げる資格を有する者について、一定点を加点します。	
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。	

(備考)

- (1) 第1次試験の総合得点には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は不合格となります。また、「特別区分」にあつては、教養試験及び専門試験の得点についてもそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- (2) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定しますが、作文試験及び個別面接試験には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。また、身体検査の基準に達しない場合も、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- (3) スポーツで、全国規模で行われる大会への出場経歴がある場合、第2次試験の個別面接試験の際に評価要素とします。(詳細は、第1次合格通知でお知らせします。)
- (4) 試験問題(教養試験)の一部例題を公表しています。例題の数は教養試験が3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)において閲覧できます。

○資格加点について

- (1) ア～キの区分において、次に掲げる資格に対して、第2次試験で点数を加点します。
- (2) 1つの区分について1つの資格が申請でき、複数の区分の資格を持っている場合は、3つの区分まで申請できます。
- (3) 特別区分〔武道指導〕については、受験する試験区分と同一の資格加点区分での加点は認められません。
- (4) 申請できる資格は、第1次試験日までに当該資格取得済みのものに限ります。
- (5) 申請方法の詳細は、第1次合格通知でお知らせします。
- (6) 配点は各区分10点です。

区 分	資 格
ア 英 語	(ア) 実用英語技能検定(英検) 2級以上 (イ) TOEIC 470点以上 (ウ) TOEFL <PBT>460点以上、<CBT>140点以上、<iBT>48点以上 (エ) 国際連合公用語英語検定(国連英検) C級以上
イ 中国語	(ア) 中国語検定 3級以上 (イ) 漢語水平考試 4級以上 (ウ) 中国語コミュニケーション能力検定(TECC) 400点以上
ウ 韓国語	(ア) ハングル能力検定 準2級以上 (イ) 韓国語能力試験 4級以上
エ 財 務	日商簿記検定 2級以上
オ 情 報	情報処理技術者試験(国家試験)に合格した者
カ 柔 道	初段以上(講道館認定に限る。)

キ 剣 道	初段以上（全日本剣道連盟認定に限る。）
-------	---------------------

5 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、平成28年 4 月 1 日採用予定です。

大学を卒業する見込みで受験した方は、平成28年 3 月31日までに卒業できなかった場合は採用されません。

(2) 採用決定後は巡査に任命され、栃木県警察学校に入校し、初任科生として一定期間の初任教養を受けた後、県内の各警察署（交番）に配属されます。

6 給与及び待遇

(1) 給料及び諸手当

平成27年 4 月 1 日現在における初任給（給料）は大学卒で206,800円、短大卒で189,800円、高校卒で174,300円ですが、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

(2) 被服

被服は、制服のほか、靴、靴下、手袋等が現品で支給されます。

(3) 住宅

警察学校や各警察署には、職員住宅、独身寮があります。

(4) 医療

地方公務員等共済組合法により、本人・家族とも病気にかかったときは3割（義務教育就学前の場合は2割）負担で治療が受けられます。警察本部には保健室があり、常勤の保健師が健康相談に応じています。

7 受験手続

申込方法によって受付期間が異なるので注意してください。

試験案内・申込書・受験票は、栃木県内の各警察署、交番、駐在所、県庁総合案内、県民プラザ、各地方合同庁舎内の県民相談室、とちぎジョブモール及び栃木県東京事務所でも配布しているほか、栃木県人事委員会のホームページからダウンロードできます。

(1) インターネット（電子申請）による場合

申込先 申込方法	<p>栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」をよく読んでからお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かないときは、申込みがされておられませんので注意してください。 ・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日は含まない。）） ・受験票を各自でA4サイズの用紙に印刷し、写真を貼って署名の上、はがき大の厚紙に貼って第1次試験当日に持参してください。 ・「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が届かず、受験票を作成できないときは、9月1日（火）までに警察本部警務課まで電話で照会してください。 ・パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。
受付期間	<p>8月7日（金）8時30分～8月27日（木）17時15分（受信有効）</p> <p>手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。</p> <p>電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。</p>

(2) 郵送・持参による場合

<p>申込先 申込方法</p>	<p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送又は持参してください。</p> <p>栃木県警察本部警務課 〒320-8510 宇都宮市埴田1-1-20 フリーダイヤル 0120-48-6106 電話 028-621-0110 (内線2652)</p> <p>及び県内の各警察署、交番、駐在所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察本部警務課に直接持参する場合を除き、受験票に、宛先を明記し、52円分の切手を貼ってください。様式をダウンロードして使用する場合は、A4サイズの用紙に印刷し、受験票を切り離して郵便はがきに貼り、宛名を明記してください。 ・申込みの時には受験票に写真を貼らず、第1次試験当日に貼って持参してください。 ・郵送の際は、封筒の表に「警察官試験受験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 <p>※申込書は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。</p> <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法によりお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書の受付終了後、受験票が返送されます。 ・受験票が到着しないときは、9月15日(火)までに警察本部警務課まで電話で照会してください。
<p>受付期間</p>	<p>(郵送) 8月7日(金)～9月4日(金)(消印有効) (持参) 8月7日(金)～9月4日(金) 8時30分～17時15分</p>

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。(棄権者は開示請求できません。)

開示請求できる人	開 示 期 間	開 示 す る 内 容	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

〔別表〕

※ 「2 受験資格 学歴等 (大学卒業者)」の「(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」については、下記の1～9のとおりです。詳細は、人事委員会事務局までお問い合わせください。

1	短期大学、高等専門学校を卒業した者等で、独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
2	防衛大学校、防衛医科大学校、独立行政法人水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校の長期課程若しくは総合課程、気象大学校の大学部又は国立看護大学校を卒業又は修了した者及び平成28年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者
3	外国において学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成28年3月31日までに修了する見込みの者
4	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成28年3月31日までに修了する見込みの者
5	我が国において、外国の大学の課程(当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成28年3月31日までに修了する見込みの者

6	専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成28年3月31日までに修了する見込みの者
7	大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成6年4月1日以前（医学等を履修する博士課程への入学については平成4年4月1日以前）に生まれた者
8	学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者
9	教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で平成6年4月1日以前に生まれた者

労 働 委 員 会

栃木県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により、次の者をあっせん員候補者として委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公示する。

平成27年 8月 7日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

氏 名	職 業	閱 歴	委 嘱
三浦 義和	栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県環境森林部長	平成 25. 7 . 22
末廣 啓子	宇都宮大学教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	厚生労働省長崎労働局長	平成 25. 7 . 22
白井 裕己	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	平成 11. 7 . 14
蓬田 勝美	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	平成 25. 7 . 22
杉田 明子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会副会長	平成 27. 7 . 24
小松 清	栃木県労働者福祉協議会事務局長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	情報産業労働組合連合会栃木県協議会特別幹事	平成 27. 7 . 24
石崎 茂雄	自治労全国一般栃木地方労働組合特別執行委員 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自治労全国一般栃木地方労働組合専従役員	平成 23. 7 . 21
吉成 剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会事務局長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自動車総連栃木地協議長	平成 27. 7 . 24
小森 肇	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	JAM北関東栃木県連絡会会長	平成 25. 1 . 10
伊東 晴美	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	シャープ労働組合栃木支部副支部執行委員長	平成 25. 11 . 7
青木 章	北総産業(株)代表取締役社長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北総産業(株)代表取締役副社長	平成 21. 7 . 21
片柳 明子	(株)ベル三幸取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	(株)八百半商店取締役副社長	平成 17. 7 . 19

石塚 洋史	(一社) 栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員 (使用者委員)	(株)足利銀行矢板支店長兼塩谷支店長	平成 17.7.19
川上 裕	藤井産業(株)常務取締役 栃木県労働委員会委員 (使用者委員)	藤井産業(株)取締役	平成 27.2.5
豊田 弘	栃木カネカ(株)執行役員 栃木県労働委員会委員 (使用者委員)	栃木カネカ(株)管理部長	平成 25.7.22
黒田 葉子	栃木県労働委員会事務局長	栃木県県民生活部次長兼県民文化課長	平成 27.4.2
五十嵐一彦	栃木県労働委員会事務局審査調整課長	栃木県県民生活部青少年男女共同参画課長	平成 26.4.3
矢古宇 豊	栃木県労働委員会事務局審査調整課長補佐 (総括) (審査調整担当)	栃木県保健福祉部高齢対策課長補佐 (地域支援担当)	平成 27.4.2

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 小児慢性特定疾病及び特定医療費 (指定難病等) 管理システム開発・導入業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成28年 3 月31日まで
- (4) 履行場所 栃木県保健福祉部健康増進課及び県の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第105号) に基づき、大分類「N通信、情報処理」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年 8 月28日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成22年 3 月12日付け会計第129号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 都道府県等での小児慢性特定疾病及び指定難病 (特定疾患を含む。) 医療費助成に係る公費負担システムの開発・導入等を受託した者又は受託している者であること。
なお、実績を証明する書類を提出すること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号
栃木県保健福祉部健康増進課難病対策担当 電話028-623-3086
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成27年 8 月28日午後 2 時 栃木県庁研修館205研修室
- (3) その他 入札説明書は平成27年 8 月 7 日から同月20日までの日 (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則 (平成 7 年栃木県規則第12号) 第156条第 3 号から第 7 号までに

掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(健康増進課)